

## 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

### 1 評価機関

名 称	特定非営利法人 ウエルビーイング
所 在 地	千葉県木更津市中央1-1-13-604
評価実施期間	平成25年 7月 1日～平成 25年12月25日

### 2 受審事業者情報

#### (1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	広尾みらい保育園 ヒロオミライホイクエン		
所 在 地	〒272-0146 千葉県市川市広尾2丁目3番1号		
交通手段	東西線南行徳駅下車徒歩10分 都営新宿線一之江駅下車徒歩10分		
電 話	047-390-2772	FAX	047-390-2777
ホームページ	<a href="http://www.tenyuukai.jp/">http://www.tenyuukai.jp/</a>		
経 営 法 人	社会福祉法人 天祐会		
開設年月日	平成22年4月1日		
併設しているサービス	特別養護老人ホーム広尾苑		

#### (2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	10	16	16	16	16	16	90		
敷地面積	2700.26㎡			保育面積			998.77㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育				
	休日保育				一時保育		子育て支援		
健康管理	栄養士・嘱託医（蟻虫検査・内科検診・歯科検診・尿検査）								
食事	手作りの完全給食・野菜の栽培や月一度の食育活動実施								
利用時間	月～金（7:00～20:00）土（7:00～18:00）日・祝（8:00～17:00）								
休 日	1月1日～3日								
地域との交流	子育て支援室・小学校との連携・年頭視閲								
保護者会活動	保育園お楽しみ会への家族参加を活動とする								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	22	10	32	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	22		1	
	保健師	調理師	その他専門職員	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市川市役所こども部保育課	
申請窓口開設時間	役所時間	
申請時注意事項	市役所対応	
サービス決定までの時間	待機状況による	
入所相談	市川市役こども部保育課	
利用料金	市役所対応	
食事料金	完全給食	
苦情対応	窓口設置	園であり
	第三者委員の設置	園であり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>保育理念： 「やさしさ」「おもいやり」「あたたかさ」を育み人間力の向上を図る。</p> <p>保育方針： 地域や保護者と共に子育てをしていく「共育」を目指す。 環境設定の中で自由に遊びを選び、体験することで共に成長し意欲と協調性を育む。</p> <p>保育目標： 心身ともに健やかな子 創造力を発揮しながら自ら考えて行動できる子 互いに個性・特質を尊重し、社会性を身に付けた子</p>
<p>特 徴</p>	<p>「保育園は一つの家族」としての取り組みです。広尾みらい保育園では一方的に教え込む「教育」ではなく共に育つ形の「共育」を「きょういく」とし、子どもの育ちと共に職員も保護者も一緒に育つことを目標に掲げて取り組んでおります。私たちは今を生き育つ大切な子どもたちと日々関わり影響を与えています。その影響となる保護者と保育士は子どもたちの育ちの為に最善を尽くすことを最優先に、一つの家族として共通理解の為に連携を取って共に子どもの発達から学び、大人も共に成長していかなければよい影響を与える存在とならないと思います。</p> <p>もう一つは「人間力」です。人間にはよい子、悪い子の判断をする力が備わっているため、子どもの力を信じ、よい判断をする習慣を身に付けさせることを「しつけ」としています。自分で決める習慣をさせていき、よい判断力ができる子育て、素早くよい決断を的確に行動する「やさしさ」「おもいやり」「あたたかさ」を身に付ける。真剣に興味を持って取り組むことを増やし挑戦する意欲と達成感を体験させる中で生きる力が育つと考えています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>広尾みらい保育園ではお子さんの安心と安全と安定のためにさまざまなサービスを行っております。毎日の持ち物をお便り帳だけにするによりお子さんを抱っこする手・手をつなぐ手が保障されます。また、洗濯をしたり明日の準備をしない時間をお子さんとのスキンシップの時間にしたりしてもらえようようにして頂いております。</p> <p>オムツやお手拭、エプロンなどを園で用意しております。衣類など汚れたものは園で洗濯することにより「持ち込まない・持ち出さない」ことにより感染症対策をしております。</p> <p>食物アレルギー児に対しては園で代替食を用意して対応しております。</p> <p>どんな保育がされているか、わが子の様子がいつでも確認でき安心できるように「ネットワークカメラ」を導入しております。</p>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
<p>各種の行事や外出によって社会体験が得られる機会作りに力を入れている</p> <p>散歩にでかける機会として近隣の4つの公園に散歩に行ったり、併設する高齢者福祉施設へ訪問したりなど、保育士以外の地域の人々と交流できる機会を定期的に設けている。また、年間計画の中には、法人内の施設を利用して「山の自然に接する機会」をはじめ、「お散歩遠足」、「芋の苗植え遠足」、「お泊り保育」などを設け、電車・バスなどの利用も含め社会体験が得られるようにしている。</p>
<p>理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている</p> <p>保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などを組み込み、分かりやすく作成されている。発達課程における保育の内容についても、「養護」、「教育」、「食育」の3項目に分類し、詳しく落とし込んでいる。また、「健康支援」、「環境・衛生管理」、「安全対策・事故防止」、「保護者・地域等への支援」、「職員研修計画」、「小学校との連携」、「園の特色」など、特に大切にしている事柄も明示している。</p>
<p>理念・方針の理解しやすい資料を作成し、分かり易い説明を心がけている</p> <p>入園が決定した際には個別面談を実施しており、その際に「入園のしおり」をもとに基本方針を説明し、保護者への理解を促している。入所前の見学、保護者会、保育参観の際には、基本方針とともに、特に園が大切にしている事柄などを分かりやすく説明することを心がけている。園だより、クラスだより、日常会話などでは具体例をあげながら説明し、家庭とともに子どもを育てる「共育」の周知に努めている。</p>
さらに取り組みが望まれるところ
<p>新たな園長のリーダーシップが期待されている</p> <p>各種の福祉事業を展開する社会福祉法人の2か所目の保育園として開業後4年目を迎えている。地域の中核的な福祉施設となるために、高齢者福祉施設を併設しており、日頃から園児と高齢者が関われるような環境も整備している。法人としてのバックアップ体制も整い、事業計画に沿った運営ができるような組織力も備わってきている。本年度より、経験豊富な副園長を園長として昇格させ、保育の質の向上を目指している。</p>
<p>事故防止対策をさらに強化することを課題としている</p> <p>事故発生時の対応マニュアルを設けており、ヒヤリハット報告書をはじめ、怪我の大小を問わず発生した際には事故報告書に記入して、職員会議で原因と防止策を考え再発防止に努めている。年2回、不審者対応訓練を実施したり、地域のいろいろな公園に行く際には、携帯電話を備えたりして、いつでも園と連絡が取れるようにしている。行動範囲が広がっているので今後もリスク管理の一環として取り組みを強化していく方針である。</p>
<p>単年度事業を総括し重要課題をさらに明確にすることが望まれる</p> <p>法人全体として単年度の事業報告書や計画書を作成しており、各事業所ごとの頁を設け個別計画を明示している。ただし、報告書における事業総括や計画書に記載されている個別の事業内容については、さらに分かりやすく表記することが望まれる。園長を含めて職員の定着や資質の向上を重要課題としていることを踏まえ、事業の進捗状況を明示することで、職員の意識の高揚が図れると考えられる。</p>

(評価を受けて、受審事業者の取組み)初めて第三者評価を受け、保護者の方々のご意見をうかがうことにより、改めて当園の保育内容等を見直す良いきっかけとなりました。頂いたご意見に対しては早急に改善できるものは職員に周知徹底し、改善に努めたいと思います。また、検討を要する事項につきましては、十分に検討したうえで対応させて頂きたいと思います。今後もより良い保育園づくりを目指し、職員一同努めていきたいと思ひます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	2
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	3	1
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	3	1
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0
			16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	3	1
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価 子どもの健康支援 食育の推進	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	0
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
			27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
	5 安全管理	環境と衛生 事故対策 災害対策	29 食育の推進に努めている。	5	0
30 環境及び衛生管理は適切に行われている。			3	0	
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。			4	0	
6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	4	0	
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計				125	5

## 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</li> <li>■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</li> </ul> <p>(評価コメント)「やさしさ」、「おもいやり」、「あたたかさ」を育み、人間力(人間性)の向上を図ることを基本方針として、「事業計画書」や「入園のしおり」に明示している。目から入ってくる情報に対して五感で反応し、「自分さえよければ」という考えではなく、「相手がいて自分がいる」という意識を持って人と接することができるという「想像力」を養い、子ども一人ひとりが「自己判断」できるよう育成することを目標としている。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul> <p>(評価コメント)園内の基本方針の掲示をはじめ、入職時のオリエンテーションなどを通じて法人理念や基本方針を説明し、職員への理解を促している。年初の職員会議では、基本方針に沿った指導計画や個々の子どものねらいなどを確認している。また、定期的開催されているリーダー会議や個別のミーティングにおいても、具体的な事例を通じて基本方針の達成を目指している。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul> <p>(評価コメント)入園が決定した際には個別面談を実施しており、その際に「入園のしおり」をもとに基本方針を説明し、保護者への理解を促している。入所前の見学、クラス懇談会、保育参観の際には、基本方針とともに、特に園が大切にしている事柄などを分かりやすく説明することを心がけている。園だより、クラスだより、日常会話などでは具体例をあげながら説明し、家庭とともに子どもを育てる「共育」の周知に努めている。</p>
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li><input type="checkbox"/> 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li><input type="checkbox"/> 現状の反省から重要課題が明確にされている</li> </ul> <p>(評価コメント)法人全体として単年度の事業報告書や計画書を作成しており、各事業所ごとの頁を設け個別計画を明示している。ただし、報告書における事業総括や計画書に記載されている個別の事業内容については、さらに分かりやすく表記することが望まれる。園長を含めて職員の定着や資質の向上を重要課題としていることを踏まえ、事業の進捗状況を明示することで、職員の意識の高揚が図れると考えられる。</p>
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</li> <li>■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> <li>■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</li> </ul> <p>(評価コメント)法人全体の施設長会や法人内2保育園の会議に園長や幹部職員が出席しており、職員会議などを通じて報告され、法人全体の方針や計画は全ての職員に周知できるようにしている。保育についての計画や反省は書面で提出し、職員会議や個別ミーティングで検証している。園長をはじめ、さまざまな職種の職員が関わりながら計画の策定・推進に取り組んでいる。</p>
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</li> <li>■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul> <p>(評価コメント)職員の個々の取り組みについては、良いところはさらに伸ばし、足りないところは助言するようにしている。意欲や自信を育てるために、年間行事では各担当者がテーマを設け創意工夫のもとに実施する流れが定着している。自己評価をもとに職員面談を年2回実施しており、思いを聞き伸ばす指導に努めている。また、年間を通じて研修計画を策定しており、職員個々の育成計画に沿って参加できるようにしている。</p>
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</li> <li>■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul> <p>(評価コメント)入職時のオリエンテーションや研修時には、就業規則に沿って守秘義務、個人情報、職員の倫理規程などを説明し周知を図っている。個人情報については、園内の掲示をはじめ、行動指針を職員に配付して理解を促している。今回行った保護者調査の、「子どもや保護者の尊厳は尊重されているか」の設問については高い満足度が得られており、園の対応が評価されていることがうかがえた。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材育成方針が明文化されている</li> </ul>

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材育成方針がわかりやすく示されている。</li> <li>■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
(評価コメント) 就業規則の中で職員の区分と職務を定め、役割と権限を明確にしている。人材育成の方法は、職員の自己評価をもとに日々の仕事に取り組む姿勢を評価し、フィードバックしている。法人本部において作成した研修計画をもとに、学んでもらいたいことや考え方について指導している。職員の思いを聞き、一緒に考えていくことも重要であるとして年2回の個人面接を重視し、昇給や賞与に反映させている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている</li> <li>■ 把握した問題点に対して、人材や人体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■ 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。</li> </ul>
(評価コメント) 保育士についてはシフト勤務体制を敷いており、8時間勤務を原則としている。事務職などは、個別の勤務時間を設定しており、各職種と連係が図れるようにしている。月2回の希望休をはじめ、産休育休などの取得も奨励しており、安定して就業できるようにしている。福利厚生の一環として、年1回職員一人ひとりのTシャツを支給したり、忘年会・歓迎会の費用を補ったりしている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■ 個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■ OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
(評価コメント) 職員採用については、学校への求人票の配布をはじめ、福祉人材センターなどを通じて新卒や欠員補充が円滑に行えるようにしている。また、県の雇用促進事業に「生の声」を届け現場の実態を理解してもらえるようにしている。園内外を問わず必要な研修には偏りがなく該当する全員が参加できるように計画を立て参加させている。さらに、職員会議を勉強会の場として、個別のテーマを設け話し合う機会としている。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。</li> <li>■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
(評価コメント) 子どもへの言動・放任・無視・虐待については、日々の打ち合わせ時に、気づいたことや大切にしたことなど報告し合い、職員全員の注意喚起を促している。虐待被害の疑いのある子どもがいる場合、注意深く観察し記録することで、市の子育て支援課や発達支援センターなどの関係機関と連携して対処する仕組みを設けている。また、法人内のネットワークを通じて、権利擁護に関する意識の高揚を図っている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■ 個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
(評価コメント) 法人として個人情報保護規程を定めており、園内やホームページに掲載することで、園としての姿勢を明示している。さらに、入園時の個人面談や保護者会において利用目的などを詳しく説明して理解を促している。特に、プールで水遊びを行う際には「盗撮防止用の目隠し」を施したり、写真掲示について保護者からの意見を聞くようにしたりなど、都度徹底している。職員に対しては、入職時に誓約書を交わし周知を図っている。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>□ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
(評価コメント) 入園時の個別面談をはじめ、登・降園時、定期的開催されている保護者会などの機会を通じて、さまざまな意見・要望の把握に努めている。日々、クラス担任が受けた相談等は園長に報告され、内容によっては園長が保護者と面談するなどの対応をとっており、記録も保管されている。また、相談・要望の受付用紙を用意して玄関に意見箱を設置したり、回答は迅速に掲示したりしている。		

14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<p>□保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</p> <p>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</p> <p>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</p> <p>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</p>
(評価コメント)市の苦情解決制度については、入園説明会で説明している。園内に苦情解決の仕組みを掲示したり、第三者委員の職務・役割・配置についても説明したりして理解を促している。日常での保護者の要望や苦情については園長に報告され、内容によって回答者を決定している。また、保護者に対して、園だよりや保護者会などで説明し納得を得ることにしている。さらに、電子メールに情報の共有化も一助になっている。		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<p>■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</p> <p>■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</p> <p>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</p>
(評価コメント)保育課程に沿って年間計画、月間計画、週間計画、日案などを作成しており、子ども一人ひとりの保育が実践できるようにしている。保育の質については、園長・主任の指導のもとに週案や日案を見直す流れが定着している。また、日々申し送り体制を確認したり、毎月開催している職員全体会議において話し合ったりして、課題を検討し保育の質の向上につなげている。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<p>■業務の基本や手順が明確になっている。</p> <p>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</p> <p>□マニュアル見直しを定期的実施している。</p> <p>■マニュアル作成は職員の見直しのもとに行われている。</p>
(評価コメント)保育指針に沿った保育マニュアルをはじめ、緊急対応や危機管理などの各種のマニュアルを設け、業務の標準化に取り組んでいる。また、各クラスごとの保育を円滑に実施するために個別の手順書なども用意して活用している。日常の意見交換の中で問題点などを発見した場合、話し合いを行い改善につながるようにしている。マニュアルの見直しは、必要に応じて適宜としている。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<p>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</p> <p>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</p>
(評価コメント)問合せや見学には、一年を通じていつでも応じることを原則としている。園の行事などと重なっている場合には、希望する時間に合わせて都度受け入れている。子どもの活動している時間を見てもらい、園の取り組みを確認してもらうように心がけており、案内と説明は入園のしおりを見ながら園長・主任が行なっている。また、見学時には、必用に応じて保育に関する各種の相談にも受付けている。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<p>■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。</p> <p>■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</p> <p>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</p> <p>■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</p>
(評価コメント)入園が決定した際には個別面談を実施しており、「入園のしおり」をもとに園での取り組みを詳しく説明している。家庭での保育の様子を聞き取ったり、アレルギーなどの特に配慮を必要とする事項を詳しく把握したりしている。今回行った保護者調査の、「入園時の説明は分かりやすかったか」の設問に関しては、大変高い満足度が得られており、適切な説明がなされていることがうかがえる。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<p>■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</p> <p>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</p> <p>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</p>
(評価コメント)保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などを組み込み、分かりやすく作成されている。発達課程における保育の内容についても、「養護」、「教育」、「食育」の3項目に分類し、詳しく落とし込んでいる。また、「健康支援」、「環境・衛生管理」、「安全対策・事故防止」、「保護者・地域等への支援」、「職員研修計画」、「小学校との連携」、「園の特色」など、特に大切にしている事柄も明示している。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<p>■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</p> <p>■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</p> <p>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</p> <p>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</p> <p>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</p>

<p>(評価コメント) 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。担任が長期指導計画の中から、生活の連続性、季節の変化を考慮したクラス年齢別の月案・週案・日案を作成し、問題点・改善点を洗い出し、新たな目標設定を行っている。特に日案には、時間帯ごとの「子どもの動き」、「保育士の動き」、「配慮する事柄」などを詳しく掲示し、子ども一人ひとりを支援できるようにしている。</p>		
21	<p>子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■ 好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 園庭での屋外遊びを重視しており、体を動かして遊ぶことを大いに楽しみ、みんなが一斉に何かをするのではなくその子なりに遊べるよう、保育士が見守り、働きかけをしている。子どもの生き生きとした姿が見られるような保育を実践するために、自発性を発揮できるような玩具や遊具・素材・用具を用意して環境を整備している。また、保育室には年齢に応じてコーナーを設置し、遊び込める環境作りに取り組んでいる。</p>		
22	<p>身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。</li> <li>■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 散歩にでかける機会として近隣の4つの公園に散歩に行ったり、併設する高齢者福祉施設へ訪問したりなど、保育士以外の地域の人々と交流できる機会を定期的に設けている。また、年間計画の中には、法人内の施設を利用して「山の自然に接する機会」をはじめ、「お散歩遠足」、「芋の苗植え遠足」、「お泊り保育」などを設け、電車・バスなどの利用も含め社会体験が得られるようにしている。</p>		
23	<p>遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■ 異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 子ども同士のけんかやトラブルが発生した場合には、まずは見守り、双方で解決できるような言葉かけを心がけている。保護者へ伝える際にも、子供を責めないことを確認して同意を得るように努めている。子ども同士にも、次の日にはお互いに声がかかけられるような支援に取り組んでいる。また、縦割り保育に実践によって、日常生活の中で異年齢同士の交流が図られ、刺激し合える環境が整備されている。</p>		
24	<p>特別な配慮を必要とする子どもの保育</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■ 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</li> <li>■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 特別な配慮を必要とする保育については、必要に応じて加配保育士の配置や個別指導計画を作成して対応している。また、子どもとの日々の関わりの中で保育士が感じたことは、園長に報告したうえで関係機関と連携を図り、保護者を交え重度化しないような取り組みをしている。保護者のケアも重要であるため、個別面談にも取り組み、園の方向性を示して一緒に支援する姿勢を明示している。</p>		
25	<p>長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■ 担当職員研修が行われている。</li> <li>■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 延長保育は朝7時～9時、夕刻17時～20時、土曜日は12時～18時を定め、コマ切れない保育にならないように、引き継ぎ時間を大切にしている。早番や遅番職員と担任職員が直接引き継ぎを行い、詳しく申し送ったり、保護者へ丁寧に説明することを心がけている。また、「どんな保育がおこなわれているか」をいつでも保護者に伝える取り組みとして、「ネットワークカメラ」を導入している。</p>		
26	<p>家庭及び関係機関との連携が十分図られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■ 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■ 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 年2回のクラス単位での懇談会や随時個人面談を受けつけており、情報交換や意見交換を行う機会を設けている。卒園に向けて小学校との情報共有や相互理解のために、就学前に小学校主催の交流会に参加したり、要録を送付したりして連携に取り組んでいる。また、保護者の協力を得ながら、お泊り保育、卒園遠足、卒園式、お別れ会などの行事を、円滑に実施することに力を入れている。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
(評価コメント)子どもの健康に関する保健計画を作成し、毎月の身体測定、年2回の内科検診、予防接種の推進、食の安全に考慮した給食などによって、心身の健康状態や疾病などの把握に努めている。連絡帳や朝の視診を通して子どもたちの様子を観察し、園からは、一日の様子をはじめ食事などの摂取状況などを、家庭に知らせるようにしている。子どもの養育に不適切な兆候が見られた場合は、園長に報告し継続観察を行い内容によっては、保健センターへ報告・連絡して協議している。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
(評価コメント)体調不良やケガなどの変調が見受けられた場合には、適宜一時的に隔離して対応している。嘱託医とも連携して、症状によっては通院をうながすなど迅速に対処することに努めている。子どもがかかりやすい病気を掲示したり、感染症にかかったしまった場合には、登園許可証を提示してもらうことにしている。また、感染マニュアルに沿った取り組みを実施したり、行政への報告や連携など協力体制も作られている。		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul>
(評価コメント)食物アレルギーのある子どもからは、医師の診断書を提出してもらい除去食・代替え食を用意している。誤食の無いように厨房内での2重チェックや、栄養士とクラス担任がチェック簿と口頭で確認してから提供するなど注意を払っている。食育に関しても野菜の栽培を通して自然の恵みを知らせ食の大切さを伝えている。栄養士・調理師が、給食中に全クラスを巡回して、喫食状況を把握して献立に反映させている。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
(評価コメント)施設の環境の整備として、常に室内外の整理整頓には気を配っている。特に、全体で使用するホールはいつでもできるように、清掃担当者を配置して環境整備に取り組んでいる。保育室も職員自らが整理・整頓に心がけ協力して行っている。温度・湿度・換気・採光なども季節に応じてその都度対応している。また、保健衛生上の配慮として、手洗いの歌を唱和したり、各種の便りによって保護者への注意喚起を促している。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
(評価コメント)事故発生時の対応マニュアルを設けており、ヒヤリハット報告書をはじめ、怪我の大小を問わず発生した際には事故報告書に記入して、職員会議で原因と防止策を考え再発防止に努めている。年2回、不審者対応訓練を実施したり、地域のいろいろな公園に行く際には、携帯電話を備えたりして、いつでも園と連絡が取れるようにしている。行動範囲が広がっているため今後もリスク管理の一環として取り組みを強化していく方針である。		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■区利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
(評価コメント)地震や津波・火災等非常災害発生に備えて、職員の役割分担や対応などのマニュアルを整備している。保護者には年度初めの保護者会で園の対策などを説明している。毎月の避難訓練に加え、年1回は消防署立会いの下、通報訓練や初期消火の訓練を実施している。確実に園児を保護者に帰すために、引き渡しカードを用意しており、スムーズに安全に引き渡しができる体制を整備している。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
(評価コメント)地域の子育てニーズを把握して、通常保育以外にも一時保育や特定保育を実施している。地域の子育て支援に関する情報は、子育て支援センターを通じて、離乳食や食事の提案を実施したり、歯科医による歯磨き指導や保健師による相談会などを実施して。関係機関や行政の窓口には予定表などを配布しており、情報提供にも取り組んでいる。併設する高齢者福祉施設への定期的な訪問も実施しているが、さらに地域の人々との交流を広げることを課題としている。		